

人権課題に関する法律の制定と本市の取組について

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(1) 法律概要

- 成立・施行 平成28年5月24日成立
平成28年6月 3日施行
- 本法律は、ヘイトスピーチの解消に向けた取組について、国等の責務を明らかにし、基本的施策を定めて推進していくこととする理念法である。
- 前文
本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言
更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進
- 目的（第1条）
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進する。

○ 定義（第2条）

【本邦外出身者】

専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの

【本邦外出身者に対する不当な差別的言動】

本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動

＜衆議院・参議院法務委員会付帯決議＞

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されとの理解は誤り
- ・本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処

○ 基本理念（第3条）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努める

○ 国及び地方公共団体の責務（第4条）

【国】

- ・ 不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施
- ・ 地方公共団体が実施する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務

【地方公共団体】

- ・ 不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める

＜衆議院・参議院法務委員会付帯決議＞

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施

○ 具体的施策（第5条～第7条）

【相談体制の整備】

不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努める。

【教育の充実等】

不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、必要な取組を行うよう努める。

【啓発活動等】

不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、必要な取組を行うよう努める。

＜衆議院・参議院法務委員会付帯決議＞

- ・ インターネットを通じて行われる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を助長、誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施

○ 附 則

不当な差別的言動に係る取組については、本法施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ検討を加える

＜衆議院法務委員会付帯決議＞

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行う

(2) 法律制定を踏まえた本市の考え方

- 本市では、京都市国際化推進プラン（平成26年3月改訂）に民族や国籍による差別を許さないまちづくりを掲げ、ヘイトスピーチは許されないという認識の下、様々な取組を進めてきた。
- ヘイトスピーチの解消は国民全体の課題であり、これまでから、国による統一的な対応や法規制も含めた実効性ある対策を求めてきた。
- 本法では、自治体の努力義務として、相談、教育、啓発に関する施策の実施が位置付けられたことを踏まえ、国や京都府等の関係機関や団体と緊密に連携し、取組を着実に進めていく。

(3) 本市における具体的な取組

【教育】

- ・ 児童を対象に言葉や遊びなどを通し、韓国朝鮮の生活や文化にふれる土曜コリア教室を開講
- ・ 市立学校と民族学校の児童生徒による文化芸術の発表展示「民族の文化にふれる集い」を実施
- ・ 市立小中学校に外国人講師を招き、諸外国の文化や生活等について学習する「多文化学習推進プログラム」を実施
- ・ ヘイトスピーチをテーマに、本市立学校の教職員を対象とした研修会である「人権教育講座」を実施

【啓発】

- ・ 市民向けの人権フォーラムや学習会を開催
- ・ 法務省作成の啓発ポスター、チラシを本市公共施設に掲示・配架
- ・ 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」に啓発記事の掲載
- ・ ヘイトスピーチ解消法と多文化共生をテーマとした人権啓発パネル展を開催

【相談】

- ・ 国との役割分担により、京都地方法務局や京都人権擁護委員協議会が担う相談窓口の周知案内
- ・ 人権擁護委員による特設相談の提供や、本市関連施設での相談事業の実施
- ・ 人権相談・救済に関する機関等をまとめた京都市人権相談マップの発行

2 部落差別の解消の推進に関する法律

(1) 法律概要

- 成立・施行 平成28年12月 9日成立
平成28年12月16日施行

- 本法律は、部落差別の解消に関し、相談体制の充実、教育及び啓発等を行うとする理念法である。

- **目的（第1条）**

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

- **基本理念（第2条）**

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民がかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならない。

- **国及び地方公共団体の責務（第3条）**

- 【国】**

部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる施策を推進するために必要な情報の提供、指導、助言を行う。

- 【地方公共団体】**

部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国等との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める。

- **具体的施策（第4条～第5条）**

- 【相談体制の充実】**

国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める。

- 【教育及び啓発】**

国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

- **部落差別の実態に係る調査（第6条）**

国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

＜参議院法務委員会における付帯決議＞

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

(2) 法律制定を踏まえた本市の考え方

ア 同和問題についての本市の認識

本市では、従来、同和問題の解決を市政の最重要課題の一つと位置付け、全庁を挙げて取り組んだ結果、かつての劣悪な住環境や生活実態は大きく改善し、また、市民の差別意識も着実に解消されるなど、大きな成果を挙げてきた。

こうした成果を踏まえ、特別施策としての同和対策事業を平成13年度末に終了させ、その後は一般施策により残された課題の解決に取り組んできた。

昨今のインターネット上での悪質な書き込みや身元調査等のための戸籍謄本等の不正取得の状況、また、本市が平成25年度に実施した市民意識調査の結果を見る限りでは、同和問題はまだまだ完全に解決したとは言えない。

イ 今後の方向性

- 今後、国の考え方等を確認したうえで、法律の趣旨を踏まえ取組を進める。
- 基本的な方向性としては、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書（平成21年3月）で示された「オープンな（開かれた）行政」、「オーディナリーな（あらゆる意味において特別ではない普通の）行政」等の視点を基本として、同和問題を解決に向けて取り組むべき重要課題の一つとして位置付けている京都市人権文化推進計画（平成27年2月策定）に基づき、市民との協働により教育・啓発等の取組を進める。
- 教育に関しては、同和問題を人権課題の一つとして掲げる「《学校における》人権教育を進めるにあたって」に基づき、①すべての子どもたちの自立と家庭の教育力向上支援など、人権教育としての取組の一層の充実と②発達段階に応じて同和問題を児童・生徒に正しく理解させる指導の推進を基本的な考え方として、引き続き、取組を進めていく。
- 啓発に関しては、人を生まれや住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、京都地方法務局、京都労働局、京都府等の関係行政機関や人権擁護委員協議会等との連携により、オール京都で引き続き取組を進める。
- 相談に関しては、京都地方法務局や人権擁護委員等が行っている相談窓口の周知・案内及び人権擁護委員の活動の場の提供等により、関係機関によるネットワークを強化し、相談窓口が十分に活用され、円滑な相談が行われるように努める。

(3) 本市における具体的な取組

【教育】

- ・ 小・中学校での社会科等における指導
- ・ 人権月間等における同和問題をテーマとした人権学習

【啓発】

- ・ 人権総合情報誌における記事掲載や人権啓発パネル展の実施
- ・ 人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営
- ・ 各区における区民啓発事業の実施
- ・ 企業向け人権啓発講座の開催による学習機会の提供
- ・ 人権啓発活動補助金の交付や人権啓発サポート制度による市民・企業等の自主的な取組の支援
- ・ 公正な採用選考及び企業内人権啓発推進員設置についての企業への働き掛け
- ・ 京都府、京都地方法務局、京都人権擁護委員協議会などの関係機関と連携した街頭啓発等の取組
- ・ 人権擁護委員との協働による啓発活動の実施（街頭啓発、講演会、区民ふれあいまつりなど）

【相談】

- ・ 本市施設における「人権擁護委員による特設相談」の実施（毎月第4木曜日）
- ・ 区ごとに地域に根差したきめ細やかな活動ができる人権擁護委員の推薦
- ・ 人権相談マップの発行等による相談機関の周知

【その他】

- ・ 国が実施する実態調査への協力